

社外役員（取締役および監査役）の独立性基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれの基準にも該当しない者とする。

1. 当社および当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）
2. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む。）
3. 当社グループの主要な取引先である者（直近の事業年度における連結営業収入に占める取引額が双方いずれかにおいて1%を超える会社をいう。）またはその業務執行者
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
5. 当社グループから多額の寄付（年間1,000万円以上）を受けている者またはその業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益（年間1,000万円以上）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
7. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者（直近5年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む。）
8. 下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
 - ・ 当社の役職員
 - ・ 上記2～7のいずれかに該当する者

以上